

公 示 日：2023年5月10日（水）

調達管理番号：23a00172

国 名：全世界

担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第三チーム

調 達 件 名：全世界市場志向型農業振興（SHEP）広域化にかかる分析及び技術  
支援業務（SHEP アプローチ）（国内業務）

適用される契約約款

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理  
しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全  
費目課税）

本契約は、国内業務の内容となり、経費積算方法と約款上の扱いが異なる部分  
があります。詳細は「9. 見積書作成に係る留意点（1）報酬について」をご覧  
ください。

### 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：SHEP アプローチ
- （2）格 付：4号
- （3）業務の種類：調査・研究業務

### 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2023年6月中旬から2024年2月下旬
- （2）業務人月：現地 0.0、国内 6.0、合計 6.0
- （3）業務日数：現地 0日、国内 120日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見積書提出部数：1部
- （3）提出期限：2023年5月24日（水）（12時まで）
- （4）提出方法：電子データのみ
  - 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022  
年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争  
手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メー

ルが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年6月2日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 18点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 2点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点
- (計100点)

|           |                   |
|-----------|-------------------|
| 類似業務経験の分野 | SHEP アプローチに係る各種業務 |
| 対象国及び類似地域 | 全途上国              |
| 語学の種類     | 英語                |

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：  
「全世界市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査（SHEP アプローチ）（調達管理番号：22a00982）の受注者（有限会社アイエムジー）及び同業務の業務従事者」
- (2) 必要予防接種：特になし

#### 6. 業務の背景

JICA は、2006 年にケニア政府との技術協力により、「SHEP（市場志向型農業振興）アプローチ」と名付けられた農業普及アプローチを創発した。SHEP アプロー

手は、特定技術の移転を中心とした従来の農業普及アプローチと大きく異なり、ビジネスとしての農業の推進を目的とし、農家や関係者のモチベーション（営農意欲）を高めるプロセスを重視する。また、生産技術力の向上のみならず、農家が自らの営農や市場状況を勘案した経営・マーケティング戦略を立てビジネスマインドを醸成するもので、この取り組みの結果、ケニアの対象農家の所得が2年間で2倍以上に増加という成果が得られた。

2013年に開催された TICAD V においては、「アフリカ 10 か国で 1000 人の技術指導者、5 万人の農家を育成する」という目標を掲げ、実際には 2019 年までに 20 か国以上、指導者 9,800 人、小規模農家 11 万人の育成という成果を上げた。そうしたアフリカ各国への浸透を受け、2019 年 8 月の TICAD7 サイドイベントにおいて、JICA はアフリカ各国政府及び IFAD 等の開発パートナーに加え NGO や民間企業などのアクターとともに SHEP アプローチの活用を推進し、2030 年までに 100 万人の農民に SHEP アプローチを活用した農業普及サービスを届けることを表明した<sup>1</sup>。2023 年 4 月時点で、8 か国における IFAD 案件において、SHEP アプローチが活用されている。また、これまで SHEP アプローチは主に園芸作物を対象としていたが、灌漑、畜産、稲作等の園芸以外の JICA プロジェクトにおける活用も始まっている。上記のような広域展開に伴って SHEP アプローチの実施者及び活用プロジェクトの多様化が進んでおり、SHEP 活動に係る分析、技術支援が求められている。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、国内において専門的見地から SHEP アプローチの開発パートナーとの連携実施及び多様な分野での活用を進めるうえで必要な技術的助言や資料作成等を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）開発パートナーとの調整・技術支援

#### ① IFAD（International Fund for Agricultural Development）

IFAD と JICA は、MoC（Memorandum of Cooperation）を結んでおり、IFAD の案件において SHEP を活用していくことを TICAD で宣言している。IFAD との連携は、アフリカ地域にとどまらず、2022 年度はアジア地域、中南米地域向けの SHEP セミナーを IFAD との共催で実施した。本業務においては、SHEP 実施に関心を示した IFAD 案件の関係者との調整、IFAD 案件における SHEP 実施に係る技術支援（SHEP アプローチの技術的な紹介等）を実施する。

---

<sup>1</sup> SHEP を通じた小規模農家 100 万人のより良い暮らしを目指す共同宣言 [declaration\\_jp.pdf](https://www.jica.go.jp/declaration_jp.pdf)  
([jica.go.jp](https://www.jica.go.jp))

既に SHEP を実施している IFAD 案件は、参考資料イ) を参照すること。

② GFRAS (Global Forum for Rural Advisory Services)

GFRAS は農業普及に関するサービスを提供する組織であり、GFRAS が有する農業普及オンライン学習サイト NELK (New Extensionist Learning Kit) に、SHEP 普及ハンドブックを NELK の仕様に書き換えて掲載して以降、SHEP 指導者に係る人材育成で連携をしている。GFRAS と JICA 経済開発部との 3 カ月に 1 回程度の定期打合せに参加し、GFRAS ネットワークを対象としたセミナー等の調整・実施を支援する。

③ オンライン研修との連携

開発パートナーを対象に、8 月及び 11 月に SHEP オンライン研修を実施する予定である。研修実務は受託団体によって行われるが、開発パートナーによる SHEP 実施に係る関連情報を、受託団体及び受講者に共有する。

④ 「全世界市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査」との連携

「全世界市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査」にて、SHEP 案件の調査及び SHEP 研修<sup>2</sup>の演習ファシリテーターを実施する予定である。SHEP 実施に関心がある開発パートナー及び事例の情報が活用されることにより、対象国において開発パートナーと連携できる可能性が高まるため、上記調査の受注者と情報共有をする。

⑤ その他

上記①～③以外に、World Bank、UNIDO (United Nations Industrial Development Organization)、FAO (Food and Agriculture Organization of United Nations)、ササカワ・アフリカ財団、その他 NGO 及び民間企業等との調整、セミナーの実施、各組織における SHEP 実施に係る技術支援が想定される。

(2) SHEP 活動の分析及びノウハウの整理

① 他分野のプロジェクトにおける SHEP 活用

FVC (Food Value Chain)、灌漑、畜産、栄養、稲作等、園芸作物以外の分野のプロジェクトにおける SHEP 活用事例を分析する。後続案件に有益な情報を、既存の「コラム：SHEP アプローチ活用事例集」(参考資料ウ)) を改修して取りまとめる。

② SHEP プロジェクトにおける各活動

ベースライン・エンドライン調査、モニタリング評価、ジェンダー・家

<sup>2</sup> 課題別研修「アジア地域市場志向型農業振興(行政官)(B)」、課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興(行政官)(A)」、課題別研修「市場志向型農業振興(普及員)」、国別研修「南アフリカ共和国小規模園芸農民組織強化」、SHEP能力強化研修

計簿管理、活動対象のスケールアップ等の SHEP プロジェクトにおける各活動の優良事例を分析する。後続案件に有益な情報を、既存の「コラム：SHEP アプローチ活用事例集」と同様に、SHEP 案件の関係者が理解しやすいようにパワーポイントで取りまとめる。

### (3) 広報記事の作成

上記(1)(2)の業務を通じて得た情報のうち、広報として活用できる内容を取りまとめ、1カ月に3本を目安として記事を JICA に提案する。記事は、SHEP 事務局の Facebook アカウント及び JICA の SHEP HP 「各国の SHEP 活用案件」への掲載を想定する。

### (4) SHEP 課題別研修におけるワークショップの演習ファシリテーター

下記2件の課題別研修の一環として実施する SHEP ワークショップに、演習ファシリテーターとして参加する。過年度に実施された演習内容及び「ファシリテーター用実施マニュアル【行政官向けオンライン形式研修】」（参考資料エ）を参照し、演習の進め方を確認するとともに、必要に応じて上記(1)(2)の業務で得たノウハウを演習に含めること。なお、同ワークショップにおける演習ファシリテーターの役割は以下を想定し、英語を用いて対面で実施する。

- ① 演習教材を用いた参加者向け演習の進め方の説明
- ② 参加者向け演習へのファシリテーション（議事進行、演習結果・参加者意見の取り纏め等）
- ③ ②を踏まえ、次回以降の SHEP ワークショップを実施する際の留意点及び改善提案を取りまとめ、JICA 及び下記2件以外の SHEP 研修（上記(1)④脚注参照）においてファシリテーターを務める「全世界市場志向型農業振興に係る広域支援促進調査」の受注者に共有する。

なお、演習ファシリテーターを務める課題別研修の SHEP ワークショップ実施日程は以下の通り。

- アジア地域市場志向型農業振興（行政官）(A)：2023年9月4日～9月6日
- アフリカ地域市場志向型農業振興（行政官）(B)：2023年11月13日～11月15日

### (5) 業務量の目途

上記(1)～(4)の業務量の内訳は以下の表の通り想定している。

| 業務内容 | 人日 |
|------|----|
|------|----|

|   |     |
|---|-----|
| (1) 開発パートナーとの調整・技術支援                                    | 45  |
| (2) SHEP 活動の分析及びノウハウの整理                                 | 40  |
| (3) 広報記事の作成   | 18  |
| (4) SHEP 課題別研修におけるワークショップの演習ファシリテーター<br>(準備期間・整理期間等を含む) | 17  |
| 合計  | 120 |

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 業務完了報告書（和文 3 部および電子データ）

2024 年 2 月 29 日（木）までに提出。契約期間中の技術的助言を取りまとめて、業務完了報告書（和文）に添付し、電子データ及び簡易製本各 1 部を提出する。報告書の記載項目案は以下の通りとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上で遭遇した課題とその対処
- ④ 業務実施上で残された課題
- ⑤ 業務実施より抽出された教訓
- ⑥ その他特記事項
- ⑦ 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付す。

### (2) 業務従事者業務従事月報

業務従事者は、国内における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を毎月初めに監督職員へ提出する。

### (3) 議事録等

各報告書説明・協議や、その他の重要な協議・確認のために協議を行う場合には、先方と当方での認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録に取りまとめ、JICA に対しても速やかに提出する。上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

### (4) 報告書の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約

における報告書の印刷・電子媒体に関する仕様ガイドライン(2020年1月)」を参照のこと。また上記作成資料は簡易製本とする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)の「X. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

留意点は以下のとおりです。

### (1) 報酬について

報酬単価(上限額)については、「経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2)国内業務/国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

見積書の様式は以下のURLに掲載しています。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_since_201404.html)

「見積書(兼契約金額内訳書) —2023年4月公示分以降(国内業務)」をお使いください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程/執務環境

#### ① 便宜供与内容(国内)

JICA 経済開発部による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 当該業務対象案件の資料、データの提供

イ) 執務スペースの提供

発注者の事業所内での作業を必要とする場合、機構内での作業場所を提供する。

### (2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループから配付しますので、[edga1@jica.go.jp](mailto:edga1@jica.go.jp)宛にご連絡ください。

ア) JICA グローバル・アジェンダ「農業・農村開発(持続可能な食料システム)」クラスター事業戦略「小規模農家向け市場志向型農業

振興 (SHEP) 」

- イ) Cases of collaboration between IFAD and JICA through the SHEP approach
- ウ) コラム : 「SHEP アプローチ」活用事例集
- エ) ファシリテーター用実施マニュアル【行政官向けオンライン形式研修】

②SHEP 関連の以下の資料が公開されています。

- ア) 動画 [【アフリカ・農業】SHEPアプローチ ～動機づけ理論に基づく「市場志向型農業振興」～ - YouTube](#)
- イ) SHEP 普及員向けハンドブック (SHEP Handbook for Extension Staff)  
[shep\\_handbook\\_en.pdf \(jica.go.jp\)](#)
- ウ) ケニア共和国 小規模園芸農民組織強化計画プロジェクトを事例とした市場志向型農業開発プロジェクト実施に係る情報収集・確認調査報告書  
[12247334.pdf \(jica.go.jp\)](#)

③本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

- ア) 提供資料 : 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」
- イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル : 「配付依頼 : サイバーセキュリティ関連資料」

- ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1 名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 本契約については、通常のコネクター等契約は異なる経費体系とな



るため、「契約約款第 13 条（契約金額の精算）第 5 項」は適用しないこととし、契約金額を超えての精算金額の確定は行いませんのでご留意ください。契約書上でその旨を記載します

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上